

## 雜錄

### ◎製鐵所の經營狀態に就て 碌々亭主人

八幡製鐵所の經營狀態は極めて難境にありと稱するものあり、又或人等の觀察によれば同所の經營狀況は極めて順境にありて收支相償ふは勿論寧ろ莫大の利益を擧げつゝあり、然れども同所の作業收益は一般會計の歲入に向つて吐出さるべからずして同所の自由に利用する事を許されざるを以つて同所としては作業利益を成る可く陰蔽するかの如く此兩三年間は收支殆んど相償ふ程度に決算を作成し夫れに由つて捻出せられたる金額は擴張費に濫用しつゝありとの見解を有するものあり、如斯兩者の見解は相反すれども國幣の濫費せられつゝありとの結論は歸一す。

更に製鐵所豫算及決算を正面より研究すれば此數年間歲出は常に歲入よりも超過し、原料材料及製品等のストックは毎年増加し猶人件費の如きは鐵價の低落に對し減少を示さるのみならず、却つて増加の趨勢を示し加之第二、第三期擴張に屬する諸工場の生産能率は猶極めて低度にありて正面的觀察は總て經營難境にあるが如しと雖も他の半面より考ふれば、同所は原料の收得に就いて、あらゆる便宜を有せり、假令ば支那產の鐵鑛を順當り八九圓にて得らるゝが如きは他の企及すること能はざる特點なり、其他購入石炭、石灰石等悉く廉價なり、原料費が斯業經濟上重大なる關係ある事は説明

を要せずして昭かなり、故に如斯特點を有せる國營製鐵所の經營は決して難境であるべき理由なし、寧ろ年々莫大なる利益を擧げつゝあるも是を自家に運用する爲めに態々貯藏品を増加し或は擴張に亞ぐに擴張を以つてし、曖昧裡に藏匿せらるゝものあらざるかとの疑惑を以てするは後者の見解に屬す即ち製鐵所は年度末に際し機械器具の購入俄然増加する事又或時は製品を半成品に組替へ又材料素品製品の或物は擴張會計に振替へられ、或はストック價格切下げとなり、或は販賣倉庫品が用度品に化するが如き販賣品會計と用度品會計と擴張會計とが自由自在に變通する事の可能なる事を假想して居る次第である。世人が八幡製鐵所を伏魔殿と稱する所以は斯様に入口が一つで出口が三つある爲めに殿内奥深く窺ひ寄る事能はずして出門するより外なき事を意味するものならんか、會計検査官と雖も此變通自在なる製鐵所の會計審査は容易の業にあらざるべし、彼の有名なる河内谷及養福寺貯水池幾多の官舍の建設等莫大的の資金は恰も三途活栓より吐出せらるる水の如く僅かの手加減で孰れの口からでも自由自在である、會計法も議會の協賛權も此三途活栓より放出する國帑を防止する事能はずるものあるが、今や我國の經濟界は眞に行詰り朝野舉つて深憂する秋に當り八幡の天地に黄金の奔溢するは默視すべからざる事にあらずや。

畢竟するに製鐵所豫算の編成法が餘りに變通自在に適するが爲めである、乃ち歲入は『製鐵所作業收入』なる款の下に『作業收入』及『雜收入』の二項を設け更に『作業收入には』『生産物賣拂代』の一目を『雜收入』には『手數料』『物品賣拂代』『辨償金』『違約金』『加工料』小切手支拂未済金收入』『雜

入の八目に分類せらるゝに對し、歲出は次の如く分類せられて居る。

### 第一款 製鐵所作業費

#### 第一項 傅給

勅任俸給、奏任俸給、判任俸給、

#### 第二項 事業費

備品費、圖書及印刷費、筆紙墨文具、消耗品、通信運搬費坑營諸費、運送費  
材料費、建造物補修、器具機械補修、内國旅費、外國旅費、給與、製鐵手給  
雇員給、傭人料、職工人夫給、傭外國人諸給、被服費、治療諸費、委托作業  
費、鑛業稅、共濟組合給與金、職工鑛夫救濟費、交際費、雜費、

#### 第三項 材料素品費

鑛石、地金、石灰石、石炭

#### 第四項 諸支出金

死亡賜金、死傷手當、死亡手當、賠償金、訴訟費、諸拂戻金、償還金、

#### 第二款 豫備金

##### 第一項 豫備金

款項間の流用は制限あれども同一項目の融通は自由なるを以て譬へば事業費中の材料費は坑營費に或は旅費に又は職工人夫給に流用する事を得可し、現に大正九年度の決算に由れば材料費二千三百五萬六千圓餘の内四百七十九萬六千圓は次の如く同項目中の他目に流用せられたり。

備品費に流用せられたる者	三二、三一一圓
圖書印刷費	三、九七六
消耗品	六、二二六
通信運搬費	二、六四九
坑營諸費	四、一二三、五五五
内國旅費	三一、三四三

事業用諸材料	單價	金額	第八目材料費	治療諸費	被服費
二種	二、六八一、一七五圓	五、三六二、三五〇圓	二〇、二五七、五六〇圓	同	同
八種	二八一、九六二	五二、二五五、七〇〇圓			九四、九八五
五〇種	三四、七九〇	二一、七三九、五一〇			五、四〇八
一〇〇〇種	九〇〇	九〇〇、〇〇〇			四八五、九二〇
第十九目被服費	二二、四五〇圓				一八、七六三
內譯					
單價					
金額					
守衛及守衛長用被服	一七〇	八五〇			
警羅用被服	四五〇	八〇〇	三六〇〇		
給仕用被服	六〇〇	二三〇〇	一九八〇		

如斯材料費中の四百萬圓以上が炭坑經營費に又四十八萬圓餘は救濟費に流用費消せられて居る一體材料費と稱するものが變態のものである、大正十二年度豫算に於ける材料費の内容の説明によれば

#### 第二項 事業費

第十九目被服費 二二、四五〇圓

小使用被服 八八 一〇 八八〇  
自動車運轉手及助用手被服一四 一一〇 一、五四〇

實に綿密なる分類が行はれて居る區々たる被服費に對しては支給者別に迄明瞭にせられたるに係らず、千萬圓を算する材料費の明細は一種類貳百六拾萬圓以上に達するものすら品名の明記を避け居る眞意が分らないのである、少くとも一種類拾萬圓以上の價格あるものゝ品名數量を明かにするが至當と考へられる、如斯最初から變通自在ならしむべく用意せられて居ると稱するも過言にあらざる可し、勿論此材料費中には銑鐵あり、石炭あり、鑛石あり、地金鋼材ありて第三項材料素品費中の鑛石、地金、石炭と混同變通せらるゝことも想像するに難からず、既に然りとすれば前述せる如く擴張費との流用も可能に屬するものである。

纏つて歲入方面に付て考慮するときは、譬へば大正十二年度豫算に於いて生産物の拂下數量を四拾二萬噸とし單價平均五千六百二十八萬圓、副生産物二十八萬噸平均單價九圓二十錢此價格五百三十七萬六千圓、合計金六千百六十五萬六千圓と豫定せられたり、此内の或物は隨意の價格を以て材料費または材料素品費に由つて買取られ（或る場合は不當高價に又或る事ある可し、大正十一年度製鐵所受拂勘定に於いて『賣拂代價收入濟未出物品價格』二百五十萬圓以上に達するは如斯變通にはあらざるか當局者の説明を聞かんとするものなり。

又此生產品と稱するは、銑鐵、鋼塊、鋼片、鋼材を包含するものならんが是等の受拂勘定である、乃ち前年度よりの繰越高と當年度の生産高と翌年度への持越高に對する數量、單價

の異動等も自由自在であつて到底正確に調査する事は出來ないのである、譬へば銑鐵の如きは前述の如く材料品として貯藏せられ又材料素品費中に地金としても貯藏せられ猶機械器具補修用としても或は擴張中でも存在する譯にて現品調査と雖も容易の業にあらず況んや帳簿上に於てをや、又拂出され不用品として賣拂はるゝあり販賣品あり、製品原料として使用せられ工務部所屬に於いては器具機械の補修用に拂出され、又同一目的にて所外に向つて材料支給と稱して拂出される事もある可く擴張工事用の機械器具の製造用にも勿論拂出さるゝ譯なるを以つて是等の數量と單價を對照せざる可からず如斯調査は常任監査役を置かざれば三年に一度位の實地検査にては到底調査は困難と思ふ、又鋼片及製品となると、もつと面倒である、其製造數量も鋼片と製品との區別も變通自在であるのみならず生産原價は到底正確に分る筈がないから柵卸勘定は御手盛勝手である、極言すれば實に放埒極まる經營であると斷言する次第である、現内閣の所謂整理委員諸公に切望する、省内で理窟の並べ合ひをするより八幡製鐵所に二三日出張して目を光らしたならば國費の節約五百萬圓や一千萬圓は直ちに實現する、弱いものいちめの小役人の淘汰よりも國帑放出の『三途活塞』の取替をした方が效果があると進言する次第である、製鐵の此有様を見せ附けて置きながらの習であるから結局行詰る所迄落ちこんで仕舞つて始めて緊張味が生ずるのであらうか、本邦製鐵業の經營は決して悲觀的にあらず、八幡製鐵所の發展も此三途活栓の取替に由つて期待せらる次第である（了）

○製鐵所の半製品拂下問題 八幡製鐵所の鋼塊鋼片等の半製品拂下問題は次第に紛糾しつゝある様子である。製鋼懇話會組に於ても最近に大島製鋼所が加入し更に大阪の或工場も加入するとの風説がある、さすれば加盟會社十二社となる然るに製鐵所に於ては幾ら殖えても既定の三千七百五十噸以上は一噸も拂下數量を増加する事は出來ぬと頑張つて居るとの事で果して然りとすれば一社の割當數量は僅に三百噸餘に過ぎぬ事となるから飢えたる大群の間に骨や肉の奪取戦が起るのは理の當然である。

元來製鐵所の半製品拂下の方針が不透明である、東海鋼業會社に毎月二千噸、大阪鐵板會社に約一千噸、住友製鋼所及伸銅所に外輪車軸用鋼片並に管材の若干量と前記の懇話會組が拂下を受けて居る三千七百五十噸とは齊しく普通の拂下商品と見るべきであらうか、或は懇話會組の方は特別保護の意味の拂下品であらうか、製鐵所當局者の説明が聞き度い次第である。

總て普通商品であらねば其拂下價格は何が標準として決議せられたものであるか、何故に拂下會社乃至數量を制限せらるゝであらうか、理屈より考へれば誰でも拂下を受けらるゝ筈ではないか若し拂下數量に制限ありて希望者の方が多いのであるならば競争入札に附するのが當然ではあるまいか、又東海鋼業會社には單獨に毎月二千噸と更に懇話會組の割當があるのはどう云ふ意味であらうか、今後は單獨申込者には一切拂下げないで總て懇話會の手を経て申込めと云ふのであらうか、それで從來の單獨拂下を受けて居たものが更に增量を要する場合は懇話會に加入して其割當を受けねばならぬので

あらうか、さすれば懇話會の特權が餘り過大である様に思はれる。

年間十萬噸の鋼片を間民に供給すると云ふ事は製鐵所第三期擴張案の議會に提出せられた時に當局者が言明して居る次第であるから懇話會員に限ると云ふ譯には行くまいと思ふ、普通拂下品とは表面の名義であつて實は暗黙裡に民間製鋼業者を保護する意味で特價を以て拂下げて居るものであるとすれば東海鋼業會社には毎月二千四百噸大阪鐵板會社には一千噸も供給しながら他會社には僅かに四百噸前後であるのは兩會社の保護が餘りに偏重であると懇話會員中には激論も起る様子で現に本月十六日日本工業俱樂部に於ける懇話會例會では殆んど會の分裂を來たさんとする迄紛擾を來したとの事であるが斯様の姑息手段で民業を保護する製鐵所の趣意が分らない。

一體製鐵所當局者に半製品特價廉賣を以つて民業を保護せしむる權能が許されて居るであらうかされば輸入價格も生產原價も無視せる不當價格を以つて拂下げ國庫に重大なる損失を與へつゝあるも當局者の不當行爲は大に糾弾すべきものであるとの激論を屢々耳にする様になつた製鐵所當局者が斯様に權限外の民業保護を敢行する所以は東洋製鐵會社の委任管理と製品販賣上の缺陷とが煩をなすので民間製鋼業者の躍起を防ぐ爲めであると稱せられて居る。

要するに現在の製鐵所は製銑業者と製鋼業者と鐵商との三方面から擁られながらあらゆる情弊に纏綿せられて立ち疎んで居ると觀るのが正鵠を得たる觀察である若し此情弊の羈絆を脱出し得る勇氣あるならば先づ第一に鋼片の拂下價格を改

定して少くとも原價を切らない程度にするが宜しい斯くして懇話會の強要を衝き返し得るならば從つて他の情弊も芟除せらるゝであらう又近頃製鐵所は銑鐵を四十八圓に拂下げる事に既に長官の決裁が済んで居るとの風説があるが是れは不用品即ち製鐵所の遣ひ剩しが澤山あるから拂下らるゝ意味らしい、四十八圓と云ふ値段の由つて來る所は勿論市價標準ではない、漢治萍公司から購入したる漢陽銑鐵を素價で分譲してやるとの申譯附きで五大製銑業者の苦情を押へ製鋼業者を助ける覺悟と想像せらる。

副島次長の銑鐵特價拂下に對する辯明によれば銑鐵在庫の多量なるは同所の第三期擴張工事が豫算の關係上延期した爲め鋼材の増産計畫に齟齬を來たした爲であると責任を他に轉嫁するのみならず臨時議會に擴張費九十萬圓の追加豫算を提出する理由の伏線を張つて居るが銑鐵のストックの出來るのには必要無きに東洋製鐵會社を委任經營せると製鋼作業の能率の低度なる爲め若し製鋼業の希望を用ゆれば五大製銑業者の壓迫あり又五六製銑業者の要求のみを容るれば製鋼業者の肉迫するありて直往邁進する事が出來ない立場である事を寧ろ率直に云ふた方が良くは無いかと思ふ歴代の政府の方針が惡るかつたからで製鐵所當局者自ら作つた事ではない、此點に就いて長官の眞卒なる言明に感服するものである。

長官は銑鐵を四十八圓で拂下げてやる事は内密である公にすれば又製鐵屋が喧歎く云ふて來るから懇話會限りでなく一般的でなくも成る可くコツソリで分けてやると苦心談をなしと聞いて居るそれを次長は擴張費の追加豫算請求の道具にせんとするのは世人が製鐵所に對する智識の乏しきに乘せん

とする次第で賢明なる次長の爲め採らざる所である、所謂第三期擴張工事費追加豫算九十萬圓と稱するは第六分塊工場設立費の事であつた、是が完成せねば增産計畫が立たない銑鐵のストックの山をなすも是が爲めであると都合よい理屈を附けて居る様であるが、然らば何故鋼塊を多産せしめぬのであるか、懇話會の一派中には頻りに鋼塊の拂下を懇望して居るとの事で而も拂下價は鋼片の様に損をする思ひもなく少くとも一噸に付金五圓以上の利益があると云ふのに一噸も拂下數量を殖してやらないと頑張つて居る理由が解し難い。

又臨時議會に鋼材約五萬噸の增産計畫に伴ふ作業費七八百萬の追加豫算を提出せらるゝらしいが時局に鑑みて疚しき事はないであらうが何故に原料素品諸材料等の莫大なるストックを擁しながら、猶且かゝる多額の作業費の追加を要するであらうか、夫れよりも寧ろ貯藏せられたる銑鐵を活用する考へなきや、原料の購入を少し手控へするの意志はなきや一方に於ては第六分塊工場完成せねば鋼材の增産計畫は立たないと云ひ又他方に於ては七八百萬圓の歲出實行豫算が不足する爲め增産計畫が實行出来ないと稱し之を以つて王手飛車手の妙策とでも考へて居るかも知らぬが、五萬噸の增産計畫に對し歲入の增加を前年度に比し六百九十萬圓と豫想して居る所を見ると鍼力板の如き高價品のみの產額増加とは認められないのである（一噸平均が百三十八圓であるから）。

も人件費の増加が百七十萬圓に達するのに能率増進の爲め前年度に比し約一割の鋼材増産を實現せしめ得べき成算ありと誇るは厚かましき處置ではあるまいか、それに若し臨時議會で七八百萬圓の追加豫算が成立せざれば増産計畫は出來ないと云ふに至つては何たる事であるか。

況んや原料及材料費の増加四百萬圓の大部分は大正十二年度より繰越ざるべき貯蓄材料其他の物品の豫定價格四千五百萬圓中より利用せらるべきもの多々存在すべき筈なるに於てをや、歳入の九割に相當するストックを所持しながら猶且臨時議會に追加豫算を提出するが如きことを敢行しても是を行政整理財政緊縮の實行と稱するが如き内閣は斷じて存立せしむべからず吾人は政府の八幡製鐵所改革に對する手際を見て一般の行政整理財政緊縮官紀肅正の試金石となさんとするものである。

(碌々道人)

●製鐵所の九州製鋼買收問題 八幡市西前田九州製鋼株式會社は去る大正八年日支合辦の中に資本金一千萬圓を以て創立せられ同九、十年に亘り工場の建設を終り、既に作業に着手すべき段取りとなつた折柄一般財界の不況及び八八艦隊建造中海軍縮少等の影響を受け空しく今日迄作業開始に至らざるのみならず一時雇入れてゐた職員及び職工も殆ど之を解雇し或は製鐵所に譲り現在では留守番として三十人足らずの守衛小使給仕等があるばかりであるが、昨年九月の震災後鐵の需要喚起を豫想せられ或は作業開始に至らんかと傳へられたけれども夫も一場の噂に過ぎた、然るに昨今又復九州製鋼の作業開始が一部に傳へられて居るが、右に就き九州製鋼の意見を聞くに同社は一千萬圓の資本を以つて日支合辦で

設立せられ創立資金は五百萬圓で工場は殆ど落成し且内地側は全部株の拂込を済し居り支那側では株金拂込の代りに年々銑鐵を製產に要する丈送荷する契約となつて居る併し銑鐵の價額の事が決定せず未だ一回も入荷した事はない。元來九州製鋼は海軍の八八艦隊建造を目的として製艦用厚板製造を中心として工場を建設してあるから八八艦隊が中止になり、加之海軍の縮小斷行により折角の目論見が畫餅に歸した譯で若し機械の設備等を變更して小型物でも製造する事にすれば幾分の需要はあるかも判らないが、それには又相當の経費を要するので此上更に設備變更の費用を投する事は今の所困難の點があり到底之は望まれない譯である、且又一方に於いては震災後の財界益々不況に陥り全然作業開始等は思はれない否それよりも最近まで二十九人の留守居があつたのを又復此程十人休職せしめ今では残り僅に十九人となつて仕舞つた而も其の十九人の人々へ保證の限りでない有様であつて何れ行く行くは獨立して作業を爲すよりも製鐵所の西漸に伴ひ當然製鐵所の有に歸するものと思はれると語つて居るが、一方製鐵所側としての意見を二、三幹部に質すと製鐵所の九州製鋼買收は地勢上から見ても且つ工場の設備上から見ても決して困難ではない、只現在に於ては豫算の關係上自由にならないが行く／＼は買收した方が双方の利益であらうと思はるゝ、而して兩者の聯絡に就いても西前田荷揚場の道路が中に介在して居るけれども、それはブリッヂを掛けて鐵道の敷設も出来れば又海上を利用しても近い事である、若しそれも不可能とすれば九鐵本線を利用し西前田貨物驛間引込線を敷設すれば立派なもので、その點は何れから見ても決して心配する事

はない只要は時期の問題で會社側は大分其考へであるらしいから製鐵所としても必ずさうなるべき時の来るのを待つて居るとの意見が一致して居る、果して製鐵所が第三期擴張に引續き第四期擴張計畫の下に之れを實行するの時が來たるやうに製鐵界の一の謎となつて來たのである。

○製鐵所鐵鋼生產高 八幡製鐵所四月中の鋼塊製造高は四萬九千九百二十四噸四百十莊で前月より一萬三千四百四十三噸四十莊の減少となつて居るが減少の理由は轉爐二基が修繕の爲め作業休止に依るものである。

又四月中同所及戸畠作業場銑鐵生產額は四萬千五百八十八噸四百九十莊である。

○製鐵所役員異動 去る十三日の閣議に依り製鐵所技監以下左の如く決定せり。

製鐵所技師 向井哲吉  
製鐵所技監並に同所研究所長を命ず。

同技師宗像十郎  
同上所長を免ず製鐵所監理部長を命す。

同技師鵜瀬新五  
製鐵所銑鐵部長を命す。

○電熱鋼線の發明 八幡製鐵所特殊鋼部長小原春孝氏は昨年中電熱鋼線と稱する特殊鋼線の研究を完成し特許出願中のところ此程特許書が來た、右につき氏は語る。

從來使つてゐた電熱鋼線はニクロムとニッケルの化合物で攝氏七八度の高熱には耐へ得るが千度近になると酸化してボロボロになるので研究の結果ニッケル、ニクロム、タンクスチタン、マンガン等を加工した鋼線を水中に焼き入れて牽引機

でひいて細い線状になすことを見たのである從來のニクロム線は銅に比し六十倍位の抵抗力しかなかつたがこの合金損するところがなく價格も六ミリの鋼塊三千五百圓内外製品六千圓乃至八千圓で舶來品に比し二割位安くつく見當である。

○鞍山製鐵所狀況 鞍山站製鐵所昨年中の成績は内地に於ける委托販賣高約七萬噸、滿鮮及び天津方面にて約七千噸の販賣があり現在のストックは一萬噸である尙二十萬噸出銑後の需給を氣遣ふ向もあるが満洲に於ては満鐵其他にて年額約二萬噸を、天津方面にて年額約一萬五千噸を消費し朝鮮に相當の需要がある上内地は年十萬噸の印度鐵を輸入して居るから價格次第で之にも對抗し得べく尙其販賣は敢て憂ふるに足らずとの事である又鞍山は貧礦處理の工事等が開始されてゐるので四面新綠の候と共に生色を加へてゐる。

○本邦製鐵業の情況 最近不振に不振を重ねて居た本邦製鐵事業は帝都復興に伴つて銑鐵及び鋼材共に需要が多少増加したので各會社とも人員整理や減資等に依り辛うじて持耐へて居る現状である而して農商務省の最近調査した處に依ると銑鐵の生產高は十一年には五十五萬九千三百十噸であったが昨年は四萬九千十八噸を増加して六十萬八千三百二十八噸となり鋼材は需要も多いので十一年には六十六萬二千九十二噸の處昨年は十四萬四千十七噸を増加して八十萬六千九噸の生産を見て居る、右の増加は震災以來銑鐵等の需要激増した證左であるが去る三月末迄に續々入荷した獨逸、ベルギー等の大陸物が極めて安く市場で取引される爲め本邦製鐵業者に非常に悪影響を及ぼして居る、然るに最近では外國

爲替の關係で米國物の輸入が激減する一方内地の需要が帝都復興に伴つて増加して來た結果各製鐵業者も多少の景氣づき現に日本鋼管、淺野造船製板部、川崎造船所、住友伸銅所製管所、淺野小倉製鋼所、等には續々鋼材其他註文が殺到しつゝあるさうである、但し利益と云ふ點に至つては目下生産費一噸約四十四圓、賣價五十五圓で一噸僅に十一圓に過ぎない爲め運輸、倉庫保管料等を差引く時は幾何の利益をも見なすこととなるので各製鐵業者は此點について農商務省當局に相當の緩和策を講ぜられる様希望してゐる。

◎印度製鐵原料問題

(二月十五日) 在新嘉坡帝國商務官中島清一郎報告

ン社鐵鑛の不足又は不良タタ社石炭の不足又は不良換言すれば印度三大製鐵所中の二社が原料に付新に缺陷を來したるにあらずやと推測せし向もありしが右は全く昨年の洪水によりインデアン社鐵鑛運輸杜絶せし爲一時外國鐵鑛の供給を必要としたると當時既に製造開始せられ居りし同社のコーエスは使用の途なく日々在荷堆積の爲一時的處置としてタタ社とコーエスと鐵鑛の交換を行ひたるに過ぎざるものゝ如し現在にては鐵道稍々復舊し何等前記の如き買付又は交換行はれ居らす印度製鐵所は孰れも原料に付何等新に變化を來し居らざる

印度の製鐵業は其鐵礦石炭満俺ライム石等の質良好にして其量豊富且是等の礦山が同一地方にある爲其銑鐵原價低廉にしてタタ社銑鐵の如きは戰前毎噸十二圓替と稱せられし程にて本邦及支那製銑業に對する脅威なりと認められ來りしが昨年インデアン社が馬來半島南洋礦業公司柔佛鐵礦數千噸を買取たると同時に同社が石炭をタタ社に供給し鐵礦の供給をタタ社に仰ぎたる事實ありとて本邦當業者中之を以てインデア

機子なり

(四月三十日力丸  
タ 岩手總領事報告)

● 印度製鐵業保護案 (四月三十日カルカ  
タ岩手總領事報告)

印度に於ける産業保護に關する調査を目的として設立せられたる關稅調查委員會の第一回報告書即ち製鐵業に關するもの今回公表せられたる處之に依れば同委員會は印度製鐵業の保護を絶對に必要なりとし其結果向ふ三箇年即ち本年より一九二七年に亘り左記の諸關稅並獎勵金の新設を政府に對し勸  
奨する處ありたり。

B	船舶タンク及橋梁用板	三〇同
C	棒及鋸	四〇同
D	三〇封度以下の軽軌條	四〇同
E	平板又は波状ブロックシーツ	三〇同
F	平板又は波状亞鉛引鋼板	四五同
A	角材溝形材	二〇同
B	棒 鐵	三五同

尤も銑鐵鋼鐵の優良品は現行税率の儘なり  
二、獎勵金は軌條及挿接鉄の普通及重目物の  
て左記の率により之を給す

一九二四一二五年度  
一九二五一一六年度  
一九二六一一七年度

而して現行

而して現行の從價稅を一頓十四畠比の從量稅に變へんとする  
因に來る五月當地に於て開催せらるべき中央議會は主として

## 同委員會の報告勸奨に基く製鐵保證問題

## ●新嘉坡木炭狀況

(大正十二年十一月七日在新嘉坡帝國商務官中島清一郎報告)

南洋にては支那人を始め士人も炊事用として木炭を使用すること多きを以て各地に支那人及土人の木炭を焼くもの多く又之を市中に持來りて鬻ぐもの多し又各地共木材は價なき位に安價なれば其原價頗る安く馬來半島トレガス州にては一斤八厘見當にて取引せらると云ふ近年本邦に於ける木炭需給の圓滑ならざるに連れ邦商中三井物産千田商會（取引先大阪岩井商店）を始め小商社の本邦輸出を試みるもの多し然れども纏りたる數量の木炭製造者なき爲未だ本筋の商内にはなり居らざるが如し邦商中石原洋行が南洋礦業公司の馬來半島の鐵山にて自ら窯を築き炭を焼き少量宛鐵礦船の上積として本邦へ輸出を試みつゝあり此等邦商の手によりて輸出せられつゝある木炭は現在の品質價格にて多量賣行くべきや否不明なるも品質の改良も價格の引下も可能と思はるゝ節もあるを以て研究次第にては本邦木炭需給關係を緩和する見込あるやに考へらる南洋木炭は大別して二種と爲すことを得一は海濱の遠淺の地又は沼澤地に繁茂するマングローブ樹と稱する直徑五六寸に達する樹を燒きたるもの之は鹽分を含む關係上火力強く特種の用途あるべく炭の大きさの頃合なると數年にして伐採跡に新樹が生長するにより同一地積にて繰返し製炭し得るとより興味多し他は森林材を焼くものなり故に遠洋船の寄港地迄安く搬出し得る地域にて伐採製炭すること肝要なるべく斯る地域を選擇し本邦又は他地方に於ける最良の製炭方法を採用せば相當廉價に付くべく邦人の企業としても面白く本邦木炭を供給する意味より見ても有益なるければ官民の専門家にて調査を進めたきものなり。

南洋木炭の現在の生産能力輸出能力等に就ては殆ど取調不能の模様なるも昨年度新嘉坡への輸入總量は年額約四十萬擔其價格五十八萬弗なれば南洋各都市へ輸入せらるゝ總額を之が十倍と見れば四百萬擔五百八十萬弗となり即ち南洋全體にて此額見當の製炭行はるゝものと見て大過なからんが今日迄製炭規模の大なるものなく地賣のみに限られて居れば現在は纏まりたゞ數量の輸出は困難なるものと云はざるべからず強て輸出を試みんとすれば新嘉坡の如き大需要地にて集めざるべからず新嘉坡への輸入年四十萬擔とせば普通市場在荷は五六萬擔なるべく其内一萬擔の買付をなしても直に市價を沸騰せしむべく商内困難なるべし。

新嘉坡の目下の市價は卸値にて每擔上品二弗六十仙中品二弗三十仙下品二弗見當なるが今中品一枚三十仙位の古袋に一擔詰荷造費積込費五仙とし定期船の運賃一弗保險料及手數料五分十八仙爲替一一〇とせば本邦沖着每擔四圓二十一錢となる併し定期船の運賃も引下の餘地あり木材の山元買付の如くせばトレガス州の一斤八厘より高くとも本邦沖着每擔二圓以下に爲すこと容易なるべしと考へらる。

## ●伯國製鐵並採炭業保護獎勵

(月二十五日在伯帝國持命 全權大使田村七太郎報告)

伯國政府は國內の石炭採掘兼精煉業及製鐵業を補助獎勵する爲一九一八年三月三十日附を以て二箇の大統領令を發したるが舊臘聯邦議會を通過し一九二四年一月九日附國會令第四千八百一號として公布せられたる製鋼業及採炭業保護獎勵法を以て前記二令に定めたる低利資金貸下期間を更に一九二六年末迄延長し且同法の適用を受くるは伯國人若は伯國會社に限る旨規定せらる尤も此制限は同法に基き政府より低利資金

の貸下を受けて製鋼所を設立する場合に限られたるものにして決して外國人若は外國會社が當國に於て鐵山を所有し若は製鋼所を設立經營することを全然禁止するものにあらざるもの近年當國に於て漸次濃厚となる傾向ある國民主義の影響を蒙り製鋼業の如き國家の利益と直接の關係ある重要生産業は成るべく之を外國人の手に委ねずして當國人の掌裡に收めんとの方針に出でたるものと察せらる。

第一條 行政部は左に列舉せる基準に従ひ既存の製鋼業及採炭業を保護し其最良の發展を容易ならしめ且鋼の新式製產に適する新製鋼所（復數）を設置し尙此目的の爲必要なる資金調達を行ふことを得。

第一一九一八年三月三十日の大統領令第一二九四三號（石炭採掘及加工業の爲に恩惠付與令）及同第一二九四四號（製鐵業の爲に恩惠付與令）の期間（註石炭業は同令法布後二年製鐵業は同三年間）は之を一九二六年十二月三十一日迄延長し且此等二令に規定せる助成金額總計（註石炭業は一會社に對し二百萬ミルレイス迄製鐵業は同五百萬ミルレイス迄）は既に貸下たる分を合せて之を五千萬ミルレイスに限定すること。

第二 一箇年五百萬噸の製產能力を有する新式製鋼所三箇所の設立を入札の方法により促進すること而して一箇所はドーセ河流域に設立して成るべく電氣高爐を使用することゝし次の箇所はバラオペバ川流域に設立し骸炭使用の高爐に依ることゝして成るべく内國炭を以て製したる骸炭を使用せしめ尙他の一箇所はサンタカタリナ州炭坑地附近に於て内國產骸炭を使用する高爐に依るものたること。

補款 此等の製鋼所を設立すべき個人若は企業を選擇するには工業上及資金上適任者たる以外に政府は契約者に對して其伯刺西爾人たること及指定せられたる地方に於て勞働及工業中心地としての生活に必要な要素を備有する適當の場所に鐵山若は炭山を所有せらる者たることを要求すべし尙鐵山の場合には長期の採掘に必要な能力及鐵礦の含鐵率に關し又炭山の場合には炭脈の重要程度及其炭質が冶金用骸炭の製出に適するや否に關し検査を行ふことを要す。

契約者は製鋼所其機械設備及缺くべからざる附屬施設の費用を支辨するのみに限られたる設計書及費用見積書を提出して政府の認可を受け斯くして政府により承認せられたる金額の二割を適當の時期に出資し得らるゝ資金能力をも示すことを要す。

第三 製鋼所建設の爲政府は鋼一噸に付六百ミルレイスを超えず、又骸炭製造の特別工場に對して骸炭一噸に付更に百ミルレイス迄若し又電力使用の製鋼所なるときは最高限度一萬五千キロワット以内に於て每キロワットに付更に六百ミルレイス迄を基礎として計算したる毎噸に對する年々の製產費を定めたる後其認可する見積費用の八割を六歩の利子を以て貸下ぐる義務を負ふ政府の分擔金額及契約者の分擔金額は製鋼業及鑛物質燃料業の保護及助成の爲に創設せらるべき特別の金庫若は伯刺西爾銀行に於ける特別勘定に双方同時に之を預入べし第一回の預入は上記の如く政府の貸下金八割及契約者の出資金二割の割合を以て双方の爲に定められたる金額の五割宛たるべく其後の預入は契約書に規定せらるゝ所に從ひ之を行ふものとす若し見積費用が政府に於て補助の權能を有す

る最高額を超過する場合には其超過額は契約者に於て負擔すべきものとす、而して其差金は之を二割の定額に加算すべし専費用見積超過額に關する預入は聯邦公債證書を以て其平均相場により換算して之を行ふことを得。

貸下金は第一回の割賦貸下の日附より起算し最初五年間は無利息とし又元本償還は同日附後十年を経て之を開始し年六歩の利息を加算せる額を二十年賦として毎年均一額を以て之を行ふものとす尙前記の如く預入たる金額中よりは政府の検査官若は代理員の検印なくして何程の額をも引出すことを得ず検査官若は代理員は既に引出したる額が適當に使用せられたる證據を要求すべし。

第四 上記の方法により建設せられたる製鋼所之に礫石を供給する礫山及礫山に附隨する土地大小瀑布及地上に施したる加工は適當なる契約條項により政府の權利及利益を擁護して豫め之を聯邦政府に抵當とすべきものとす。

第五 契約書中には助成せられたる製鋼所及抵當としたる其他の財産の所有權は名義上及事實上共に伯刺西爾のものたることを規定し契約者は此等製鋼所が存在する限り又は其礫山が何等かの方法を以て開發せらるゝ間は自ら上記の義務を負ふのみならず其相續人若は承繼者をして引續き此義務を遵守せしむべきものとす其所有權を示す證券類は若し株式區分所有なるときは記名となすべきものとす。

第六 政府は成るべく此等製鋼所の製產品を消費すべく又租稅免除海陸運輸に於ける値引運賃の恩恵を付與し缺くべからざる鐵道線を敷設し製鋼所產物及燃料の船積及陸揚港を改良し且之に設備を施し既存鐵道を改良し製鋼及燃料問題に關

聯せる河海航行を定期となすべし。

尙其權内に在る總ての手段により此等製鋼所の製產品の製造運送及消費を容易ならしむる方法を促進すべし。

第七 政府は前數項に規定せる所を實施する爲必要なる收用を行ひ尙現在及將來に於て聯邦の最高利益並國防上の利益を確保する爲公益若は國家の必要による收用又は大小瀑布鐵満俺及各種燃料の所有に附隨せる收用を行ふべし。

第八 政府は直接にドーセ河流域の製鋼所を建設し其經營の最良方法に關し追て適當の措置を講ずることを得。第九 政府は既に一九一八年三月三十日大統領令第一二九四四號の補助を得たる製鋼所に對し一箇所に付製鋼三萬噸を超過せざる限度に於て製產量を増加せしむる條件を以て第二項に規定せる三箇の製鋼所を創設する爲第三項に定めたる恩惠を付與し且右製產量の増加が實現したる上は第三項に定めたる貸下金額利息及元本償還に關する事項を整一にする爲從前の契約を改訂することを得。

第十 豫算法中に記示されたる措置の内若干に對する支拂の爲適當に定められたる豫算中の費目並豫算中に示されたる其他の資金の外前數項の規定に基く負擔金額を支辨する爲此等の資金又輸入に對し其課稅すべきものを完全に選定して特に此資金に充つる爲課する附加稅又は追加稅を以て特別金庫を創設す。

補款 若し此金庫が創設せられた時は此金庫の勘定として又は伯刺西爾銀行に預金したる時は其預金勘定として政府は必要な費用の支出を行ひ且其調達せる資金の利子支拂及元本償還を行ふべし。第二本法に抵觸する規定は之を廢止す。